

船舶事故調査報告書

令和6年1月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和5年6月17日 11時30分ごろ
発生場所	長崎県佐世保市高後埼北西方沖 高後埼灯台から真方位305° 4.5海里（M）付近 （概位 北緯33° 08.8′ 東経129° 35.6′）
事故の概要	漁業取締船みかさは、船首を北西方に向けて漂泊中、また、セメント運搬船新泉州は、北西進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和5年6月19日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁業取締船 みかさ、499トン 143933、株式会社泰州 B セメント運搬船 新泉州、197トン 143214、東南海運株式会社
乗組員等に関する情報	A 船長A、三級（航海） 航海士A、四級（航海） B 船長B、三級（航海）
負傷者	なし
損傷	A 左舷船尾部外板に凹損、同部ブルワークに破口 B 船首部外板に破口及び凹損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の中央期、潮流 微弱な南流
事故の経過	A船は、船長A及び航海士Aほか14人が乗り組み、水産庁の漁業監督官及び通訳官を乗せ、高後埼北西方沖で、船首を北西方に向けて主機を停止し、漂泊して漁業取締業務に従事していた。 航海士Aは、甲板員1人（以下「甲板員A」という。）と共に船橋当直につき、自身が専らレーダーで、また、甲板員Aが専ら目視で、見張りとして船首方の監視対象海域の監視に当たっていたところ、船長Aが昇橋して船橋後部の海図室で事務作業を開始し、その後、甲板員Aが船内点検を行う目的で一旦降橋した。 航海士Aは、11時08分ごろ、ノースアップ表示で4Mレンジとしたレーダー画面の南東方の端に、北西進するB船の映像及びAIS情報を認めたが、当日も含め、ふだんから航行中の他船が漂泊中のA船を避けていたので、B船もいずれA船を避けると思い、船首方の海域の監視を行いながら船橋当直を続けた。 船長Aは、右舷ウイングに出て休憩していたところ、11時19分ごろ、正船尾方約2MにA船に向かって北西進するB船を認めた。

船長Aは、B船の動静を見ていたが、B船の船首が、一旦A船の左舷方に向いたものの、その後、再びA船に向首するようになったので、船橋に戻り、航海士AにB船の存在を知らせた。

航海士Aは、船長AからB船の存在を聞き、船橋後面の窓からB船を見たところ、両船間の距離が約1Mになっていることが分かったが、引き続きB船がA船を避けると思い、また、船長Aも同様に思い、2人共B船の動静を見ていた。

船長Aは、両船間の距離が約0.5MとなってもB船がA船を避ける様子がなかったので、衝突の危険を感じ、B船に注意を喚起しようと、船内点検から戻った甲板員Aに指示して汽笛を吹鳴させた。

航海士Aは、船長Aと同様に衝突の危険を感じ、A船の存在をB船に知らせようと、航海船橋甲板の船尾側に出て、B船に向かって手を振ったが、その後もB船が正船尾方から接近を続け、A船の左舷船尾部とB船の船首部とが衝突した。

B船は、船長Bほか3人が乗り組み、空倉で、船長Bが操舵スタンドの前に立って単独で操船に当たり、関門港小倉区に向けて佐世保港の岸壁を離岸後、同港の港口に位置する高後埼南方沖を西進した。

船長Bは、操舵スタンドの前で操船を行った場合、前部甲板上の荷役機械により正船首方に死角が生じるので、ふだん船橋内を左右に移動して同死角を解消していたが、佐世保港外に出た際、目視で周囲を確認したところ、ふだん同港外で複数認めていた小型船舶を認めなかったため、操舵スタンドの前で操船を続けた。

船長Bは、11時05分ごろ、自動操舵として針路を予定コースである309°に設定するとともに、レーダーレンジを1.5Mから6Mに切り替え、約11ノットの対地速力で北西進した。

また、船長Bは、レーダーレンジを6Mに切り替える際、視界が良好であったので、有寿命部品であるレーダーのマグネトロンを消耗を抑えようと、レーダー機能を停止し、レーダー画面に電子海図とAIS情報のみを表示する設定とした。

船長Bは、目視で見張りを行うとともに、時折レーダーを見ながら航行を続けていたが、航行の支障となる他船を認めなかったため、短時間であれば事務作業を行っても問題はないと思い、11時20分ごろ、船橋後部の海図台に移動し、船尾方を向き、パソコンを使用して事務作業を開始した。

船長Bは、事務作業に意識を向けた状態となり、船尾方を向いた姿勢で航行を続け、ふと振り返って船首方を見たところ、船首方至近にA船の正船尾部を認め、急いで主機を中立運転としたが、B船とA船とが衝突した。

A船及びB船は、両船間で負傷者がいないこと及び船体の損傷状況を確認し合い、船長Aが118番通報を行った後、それぞれ自力で航

	<p>行して佐世保港に向かった。</p> <p>A船は、漁業取締業務に従事中はAISを停波しており、また、漂泊して海域の監視に当たる場合、漂泊時間が長時間に及ぶので、主機への負担を考慮して主機を停止していた。</p> <p>A船は、主機の始動に要する時間が約5～6分であった。</p> <p>船長A及び航海士Aは、本事故当時、レーダーや目視でB船を認めた際、早期にVHF無線電話でB船と通信して避航を促したり、B船を避けられるように早期に主機を始動したりすれば良かったと本事故後に思った。</p> <p>船長Bは、本事故当時、北西進を開始して船橋後部の海図台に移動するまで、操舵スタンドの前で操船を続けていたので、前部甲板上の荷役機械によって生じた正船首方の死角の中に入っていたA船に気付かなかったと本事故後に思った。</p> <p>船長Bは、衝突前にA船の汽笛を聞いた記憶はなかった。</p> <p>B船は、本事故当時、船橋の両舷ウイングのドアが閉められていた。</p>
<p>分析</p>	<p>A船は、船首を北西方に向けて漁業取締業務に従事しながら漂泊中、船長A及び航海士Aが、A船に向かって北西進するB船を認めていたものの、B船がA船を避けると思い込み、漂泊を続けたことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長A及び航海士Aは、本事故当日も含め、ふだんから航行中の他船が漂泊中のA船を避けていたことから、B船もA船を避けると思い込んだものと考えられる。</p> <p>B船は、自動操舵で北西進中、船長Bが、航行の支障となる他船はいないと思ひ込み、船尾方を向いてパソコンで事務作業を行いながら航行を続けたことから、正船首方で漂泊するA船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、事務作業を開始するまで、目視で見張りを行うとともに時折レーダーを見ていたものの、次のことから、正船首方のA船に気付かず、航行の支障となる他船はいないと思ひ込んだものと考えられる。</p> <p>(1) B船は、操舵スタンドの前で操船を行った場合、前部甲板上の荷役機械により正船首方に死角が生じていたが、佐世保港外に出た際、船長Bが、ふだん複数認めていた小型船舶を認めなかったことから、操舵スタンドの前で操船を続け、A船が同死角の中に入っていたこと。</p> <p>(2) 船長Bは、漁業取締業務に従事するA船がAISを停波していた状況下、視界が良好であったことから、レーダーのマグネトロンの消耗を抑えようとレーダー機能を停止し、レーダー画面に電子海図とAIS情報のみを表示する設定としていたこと。</p>

	<p>と。</p> <p>船長Bは、衝突前にA船が汽笛を吹鳴していたが、B船がA船の風上側に位置していたこと、船橋の両舷ウイングのドアが閉められていたこと、及び事務作業に意識を向けていたことから、A船の汽笛が聞こえなかった可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が船首を北西方に向けて漂流中、B船が自動操舵で北西進中、船長A及び航海士Aが、A船に向かって北西進するB船を認めていたものの、B船がA船を避けると思い込み、漂流を続け、また、船長Bが、航行の支障となる他船はいないと思い込み、船尾方を向いてパソコンで事務作業を行いながら航行を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>B船の運航者は、本事故後、再発防止策として次の措置を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長Bに対し、船橋当直中はレーダーを有効活用して目視による見張りを補完するよう指導を行った。 ・ 船橋当直者が、単独で当直につく場合、航海に必要な緊急性のある情報を入手する以外、パソコンを使用することを禁止した。 <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船橋当直者は、主機を停止して漂流中、自船に向けて航行する他船を認めた場合、航行中の他船が自船を避けずに接近する可能性があることを念頭に置き、早期にVHF無線電話で他船と通信して避航を促したり、他船を避けられるように早期に主機を始動したりすること。 ・ 船橋当直者は、操舵スタンドの前で操船を行った場合、前部甲板上の荷役機械により正船首方に死角が生じる船舶では、随時、船橋内を左右に移動して同死角を解消するとともに、レーダーを有効活用すること。 ・ 船橋当直者は、見張りの妨げとなる作業は行わず、操船及び見張りに専念し、常時周囲の適切な見張りを行うこと。 ・ 船長は、漂流する場合は、航路筋を外して漂流すること。